

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童福祉法による障害児通所給付費の支給等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は児童福祉法による障害児通所給付費の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

杉並区長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による障害児通所給付費の支給等に関する事務
②事務の概要	障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務。通所給付決定の変更に関する事務。障害福祉サービスの提供に関する事務。負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務。
③システムの名称	障害者福祉システム、中間サーバ・プラットフォーム、共通基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)障害児通所給付支給関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条別表の第9項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号利用法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (表における情報提供の根拠) 11、15、20、80、144、155 (表における情報照会の根拠) 14
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部障害者施策課
②所属長の役職名	障害児支援担当課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区保健福祉部障害者施策課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会は、複数人での確認により、4情報又は住所を含む3情報による照会を行っている。また、申請書に記載された特定個人情報及び本人情報のデータベースへの入力の際は、入力した人以外が内容確認を行うことで、人為的なミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を適切に取り扱うとともに、目的外の利用や不正提供等のリスクへの対策を講じる上で、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対して行う「公務員倫理・情報セキュリティ研修」等の教育研修は、最も優先度が高い対策であると考えており、十分に本対策が行われているものと考えている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月30日	I 関連情報 4. 情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 12、16、56の2、116 (別表第2における情報照会の根拠) 10、11、12、16	(別表第2における情報提供の根拠) 8、11、12、16、56の2、108、116 (別表第2における情報照会の根拠) 10、11、12、16	事前	番号法改正
平成30年3月20日	I 関連情報 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区総務部情報政策課情報公開係	事後	組織改正
平成31年3月20日	I 関連情報 5. ②	所属長	所属長の役職名	事後	様式変更 (項目名称変更)
平成31年3月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年10月1日 時点	平成30年12月14日 時点	事後	年度経過
平成31年3月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年10月1日 時点	平成30年12月14日 時点	事後	年度経過
平成31年3月20日	IV リスク対策	-	IV リスク対策	事後	様式変更 (IV リスク対策追加)
平成31年4月1日	I 関連情報 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区総務部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	事前	組織改正
令和3年1月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和元年9月4日 時点	令和2年9月25日 時点	事後	自己点検
令和3年1月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和元年9月4日 時点	令和2年9月25日 時点	事後	自己点検
令和4年3月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年9月25日 時点	令和3年9月10日 時点	事後	自己点検
令和4年3月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年9月25日 時点	令和3年9月10日 時点	事後	自己点検
令和5年3月31日	I 関連情報 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係	事後	組織改正
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年9月10日 時点	令和4年12月7日 時点	事後	自己点検
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年9月10日 時点	令和4年12月7日 時点	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障害児通所支援制度システム、中間サーバコネクタ、中間サーバ・プラットフォーム	障害者福祉システム、中間サーバ・プラットフォーム、共通基盤システム	事後	自己点検
令和6年1月31日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)障害児通所給付支給関係情報ファイル、 (2)中間サーバコネクタDBファイル、(3)情報連携ファイル	(1)障害児通所給付支給関係情報ファイル	事後	自己点検
令和6年1月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年12月7日 時点	令和6年1月31日 時点	事後	自己点検
令和6年1月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年12月7日 時点	令和6年1月31日 時点	事後	自己点検
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条別表第1の第8項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条別表の第9項	事後	番号法改正
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 8、11、12、16、56の2、108、116 (別表第2における情報照会の根拠) 10、11、12、16	○番号利用法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (表における情報提供の根拠) 11、15、20、80、144、155 (表における情報照会の根拠) 14	事後	番号法改正
令和7年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害者施策課長	障害児支援担当課長	事後	自己点検
令和7年1月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年1月31日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	自己点検
令和7年1月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年1月31日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	自己点検
令和8年1月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和7年1月31日 時点	令和8年1月31日 時点	事後	自己点検
令和8年1月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和7年1月31日 時点	令和8年1月31日 時点	事後	自己点検